

コンプライアンスの徹底

NECではコンプライアンスを、法令遵守はもとより、社会通念、一般常識までも含めた社会からの期待や要請に応えることと考えています。また、リスクマネジメントの観点でも、競争法の遵守や贈収賄の防止など、コンプライアンスの徹底は極めて重要な取り組みです。当社は、コンプライアンスの徹底を企業の存続そのものに関わる重要事項と認識し、トップマネジメントも含めた全社的な取り組みを継続して実施しています。

公正な取引の実践のための社内制度の見直し・強化

当社では、2011年に「競合他社との接触に関する規程」を制定し、競合他社との不必要な接触を規制してきましたが、前年度および当年度に公正取引委員会の立ち入り検査を受けたことをふまえ、制度の強化および明確化をはかりました。

具体的には、競合他社との接触に関する事前相談事項の追加・整理を行い、官製談合に巻き込まれるリスクを低減するための項目を追加しました。これに伴い、規程名を「カルテル・

入札談合等防止規程」に変更しました。

また、同規程に関連して、事前相談を要する事項の詳細や、カルテル・談合を誘引された場合の対応方法、官製談合に巻き込まれないための留意事項などを記載した「カルテル・入札談合等防止規程マニュアル」を整備しました。

贈収賄防止のための社内制度の見直し・強化

贈収賄防止など腐敗防止は、国連グローバル・コンパクトの10原則の一つで、世界共通の関心事です。

NECでは、事業活動に関連して国内外において贈賄および収賄が行われることがないように、贈収賄防止の体制ならびに役員および従業員が遵守すべき基本的事項を定めた「贈収賄防止基本規程」を制定しています。

また、同規程に基づき、担当事業・業務の贈賄リスク評価、当社の事業運営のために起用する第三者のデュー・ディリジェンスなど、贈収賄を防止するために事業部門長が果たすべき役割および具体的方法について定める「事業部等のための贈収賄防止マニュアル」を制定しています。

当年度は、最近の政府機関のガイダンスなどをふまえた改正を行いました。

コンプライアンス教育および啓発活動の展開

これら2つの制度を含め、コンプライアンスの徹底と浸透をはかるため、当社および国内子会社では、全役員・従業員を対象として、コンプライアンスに関するWeb研修を年1回実施してきました。海外拠点でのコンプライアンスの徹底がこれまで以上に求められていることから、当年度からは、Web研修を多言語化し（英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語）、海外の子会社に対しても実施しています。

加えて、イントラネット上で、コンプライアンスに関する最新情報を国内外のグループ会社に周知し、共有をはかっています。

また、社長自らの言葉によるコンプライアンスの重要性に関するメッセージ発信や、外部識者の講演を通じて、コンプライアンス意識の向上をはかるフォーラム「NECビジネスエシックス」を毎年開催しています。当年度は、競争法を中心に、マネジ

メント層をはじめ各従業員が留意すべき事項をテーマとしました。このほか、新入社員教育や階層別教育なども活用し「NECグループ行動規範」に則った行動の重要性を浸透させています。

